

<わかくさ保育園 重要事項説明書>

保育・教育の提供を開始するにあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人 ^{恩賜} 済生会支部神奈川県済生会 |
| 所 在 地 | 横浜市神奈川区西神奈川一丁目 13 番地 10 |
| 電話番号・FAX | (045) 423-2301 ・ (045) 423-2300 |
| 代表者氏名 | 支部長 赤星 透 |
| 定款の目的に定めた事業 | 社会福祉事業 |

2 施設の概要

| | | | | | | |
|------------|---------------------------------|------|------|------|------|------|
| 種 別 | 保 育 所 | | | | | |
| 名 称 | わかくさ保育園 | | | | | |
| 所 在 地 | 横浜市金沢区平潟町 12-1 | | | | | |
| 電 話・F A X | (045) 784-2824 ・ (045) 784-3513 | | | | | |
| 施 設 長 氏 名 | 赤間 久美子 | | | | | |
| 開 設 年 月 日 | 昭和 51 年 8 月 1 日 | | | | | |
| 利用定員 (年齢別) | 0 歳児 | 1 歳児 | 2 歳児 | 3 歳児 | 4 歳児 | 5 歳児 |
| | 8 人 | 8 人 | 10 人 | 11 人 | 11 人 | 12 人 |
| 取扱う保育事業 | 延長保育 | | | | | |
| 事 業 所 番 号 | 1412-100665-3 | | | | | |

3 施設・設備の概要

| | | | |
|---------------|-------------------|---|----------------------|
| 敷地面積 | | 816.4 m ² | |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 3階建て 1階部分 | |
| | 延床面積 | 305 m ² | |
| 施設設備の 数と面積 | 乳児室 | 1室 | 31.1 m ² |
| | 調乳室 | 1室 | 3.6 m ² |
| | 沐浴室 | 1室 | 7.7 m ² |
| | 保育室 | 3室 | 135.3 m ² |
| | 乳幼児用トイレ | 11か所 | 16.9 m ² |
| | 調理室 | 1室 | 19.3 m ² |
| | 事務室 | 2室 | 23.4 m ² |
| | 玄関・ホール・廊下・倉庫・洗濯場等 | | 67.7 m ² |
| 設備の種類 | | ・屋外階段、バルコニー、防犯灯、防犯・防球ネット、避難用滑り台、防災用備蓄庫、電動式オーニング、監視装置設備、エアコン、床暖房、浴室・シャワー、放送・映像設備、次世代照明、逆浸透膜浄水器 ※その他 採光・換気等園児の保健衛生及び安全確保に留意した設備備品、消火用具、非常口、保育・調理に必要な用具など | |
| 屋外遊技場（園庭） | | 425.51 m ² | |

4 施設の目的、運営方針

| | |
|------|---|
| 目 的 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号・平成 10 年 4 月 1 日改正以下「法」という）の本旨に基づいて、委託された乳幼児を入所させ、健全な成長・発達を援助することを目的とします。 |
| 運営方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設運営に関わる法令等を遵守し、保育所の社会的使命を果たすために、より安心で健全な事業運営と質の向上に努めます。 ・保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し その福祉を積極的に増進するため、子どもの意思及び人格を尊重します。 ・当園は、子どもの育ちを支えるために 家庭や地域、さらに関係機関との連携を密にするよう努めます。 ・在園児保護者の支援を積極的にすすめるとともに、地域の保護者支援にも努めます。 |

5 職員体制

| | |
|--------|-----------------------|
| 施設長 | 1人 (資格: 保育士) |
| 主任保育士 | 1人 |
| 副主任保育士 | 1人 |
| 保育士 | 17人 (常勤: 6人、非常勤: 11人) |
| 栄養士 | 1人 (常勤: 1人) |
| 調理員 | 2人 (非常勤 2人) |
| 事務員 | 4人 (非常勤 4人) |
| 保育助手 | 4人 (非常勤 4人) |
| 嘱託医 | 2人 (非常勤 2人) |

6 保育・教育を提供する日

| | |
|-------|--------------------------------|
| 開 所 日 | 月曜日～土曜日 |
| 休 園 日 | 日曜日、国民の祝日 年末年始（12月29日～1月3日） |

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

| | |
|----------|--------------------|
| 月曜日から金曜日 | 午前7時00分から午後8時00分まで |
| 土 曜 日 | 午前7時00分から午後6時00分まで |

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

| | |
|---------------------|--|
| 月曜日から金曜日の保育時間（11時間） | 午前7時30分から午後6時30分まで |
| 土曜日の保育時間（11時間） | 午前7時00分から午後6時00分まで |
| 延長保育時間 | 朝：午前7時00分から午前7時30分まで 夕：午後6時30分から午後8時00分まで |

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

| | |
|--------------------|--|
| 月曜日から金曜日の保育時間（8時間） | 午前8時30分から午後4時30分まで |
| 土曜日の保育時間（8時間） | 午前8時30分から午後4時30分まで |
| 延長保育時間 | 朝：午前7時00分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後8時00分まで |

8 利用料金

| | |
|-------------|--|
| 利用料 (利用者負担) | 保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償 |
| 延長保育 利用 料 | 月額 1,700 円：延長保育の利用料 ※10日以内の利用については、半額 (850 円/月) |
| 延長保育 おやつ代 | 月額 2,500 円：延長保育(夜)時に提供するおやつ代金 ※10日以内の利用については、半額 (1,250 円/月) |
| 延長保育 夕食代 | 月額 7,500 円：延長保育時に提供する夕食代 ※10日以内の利用については、半額 (3,750 円/月) |
| 食 材 料 費 | 月額 6,500 円 (主食費 2,000 円、副食費 4,500 円) |
| お む つ 代 | 月額 3,000 円：自立と環境保護に資するため 布貸おむつを使用 |
| その他の料金 | 全園児：カラー帽子 クッション入り 2,650 円、薄タイプ 1,090 円 れんらく帳 90 円～190 円 3歳児：通園リュック 4,840 円 4歳児：シール帳セット 620 円、文房具セット 3,600 円 5歳児：シール帳セット 620 円、教材セット 1,700 円 |

- ※ 上記の金額・内容等については、年度途中で変更する場合があります。
- ※ 延長保育については、事前登録制です。
- ※ 保護者会による会費 (400 円/月) の徴収があります。尚、会費の一部から災害共済保険料 (保護者負担分) が支払われます。

9 支払方法

・口座振替払

※保護者会費については、保護者会による現金徴収の取扱い

10 提供する保育・教育の内容

・児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。そして子どもの生活と遊びが豊かに展開されるよう、その内容について創意工夫をしていくことに努めます。

保育理念： 子どもの最善の利益を考慮し、子ども一人ひとりの幸福に貢献する。

保育目標： 健康で明るく、思いやりのある子ども
生活習慣を身に付け、自主性のある子ども

保育方針： 家庭と保育園が協力しあって 園児一人ひとりの個性を大切にし
互いを思いやる心を育てながら 楽しく生活できるよう援助する。

家庭のように ゆったりとした雰囲気と 恵まれた自然の中で
子どもたちの主体性や 豊かな人間性が育まれるよう援助する。

<毎日の保育・教育の流れ>

| 時 間 | 乳 児 | 幼 児 |
|-------|-----------------------------|-----------------------------|
| 7：00 | 開園 | 開園 |
| 7：30 | 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓ | 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓ |
| 8：30 | 保育短時間（8時間）開始 順次登園 | 保育短時間（8時間）開始 順次登園 |
| 9：00 | おやつ 遊び（室内外）・散歩 | 遊び（室内外） 活動・散歩 ↓ |
| 10：00 | | |
| 11：00 | 食事 ※年齢により前後します。 | ↓ |
| 12：00 | 午睡 ※年齢により前後します。 | 食事 ※年齢により前後します。 |
| 13：15 | | 午睡 ※年齢により前後します。 |
| 14：30 | 目覚め | 目覚め |
| 15：00 | おやつ | おやつ |
| 16：30 | 保育短時間終了 順次降園 ※遊び（室内外） | 保育短時間終了 順次降園 ※遊び（室内外） |
| 18：30 | 保育標準時間終了 | 保育標準時間終了 |
| 20：00 | 閉園 | 閉園 |

◆散歩コース：海の公園はじめ近隣の公園などに出かけ、自然とふれあいます。

<保育計画(年間)>

| 年齢 | 保育計画 |
|-----------------|---|
| 0歳児 | 健康的で情緒の安定した生活ができるようにする。 |
| 1歳児 | 自分でやりたい気持ちを大切にしながら 一人ひとりの発達に合わせた生活ができるようにする。 |
| 2歳児 | 自分の気持ちを表し 友だちとの関わりを楽しみながら 生活できるようにする。 |
| 3歳児 | 基本的生活習慣を身に付け、思いやりの心が芽生えるようにする。 |
| 4歳児 | 仲間とのつながりを広め、集団生活を楽しめるようにする。 |
| 5歳児 | 異年齢の仲間との関係を深めながら、自分たちで自分たちの生活が営めるようにする。 |
| その他 (主な年間行事) | <p>4月：ようこそ集い</p> <p>5月：子どもの日の集い クラス懇談会※6月まで 済生会創立記念の集い</p> <p>6月：内科検診 歯科健診</p> <p>7月：たなばた&たなばたランチ 夏遊び</p> <p>8月：平和の集い</p> <p>11月：うんどう会</p> <p>12月：クリスマス&クリスマスランチ 内科検診、歯科健診</p> <p>1月：クラス懇談会 ※2月まで</p> <p>2月：豆まき わかくさ懇談会(全体懇談会)</p> <p>3月：ひなまつり&ひなまつりランチ そつえん式</p> <p>毎月：身体測定・おたんじょう会・防災訓練</p> <p>通年：個人面談・保育参加</p> <p>その他：おたのしみの日(11・12・3月) キッズ&スタッフリターン ※卒園児や退職者によるボランティア</p> |

※上記の主な行事については、変更もあります。

<クラス編成>

| 年 齢 | ク ラ ス の 名 称 |
|------|-------------|
| 0 歳児 | すみれ |
| 1 歳児 | たんぽぽ |
| 2 歳児 | も も |
| 3 歳児 | ば ら |
| 4 歳児 | き く |
| 5 歳児 | ひまわり |

11 給食・おやつについて

| | 提供内容 | | | | 保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー) | |
|-----|-------------|----|----|-------------|--------------------------|--|
| | おやつ (午前) | 給食 | | おやつ (午後) | | |
| | | 主食 | 副食 | | | |
| 0歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | (約 1,000 kcal) 50% | |
| 1歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 2歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 3歳児 | | ○ | ○ | ○ | (約 1,400 kcal) 40% | |
| 4歳児 | | ○ | ○ | ○ | | |
| 5歳児 | | ○ | ○ | ○ | | |

<給食の提供にあたって>

- ・ 食の安全性を最重視し、旬の食材を豊富に取り入れた 手作り食を提供します。
- ・ 和食を中心にバラエティに富んだメニューを作成します。
- ・ 月齢・体质・体調などに添った個別対応を実施します。
- ・ 野菜や果物をふんだんに取り入れた、栄養バランスのよい食事を提供します。
- ・ 素材の味をいかした 薄味を基本にして、健康の増進を図ります。
- ・ 野菜の栽培や調理体験など、食育を推進して食への興味・関心を育みます。
- ・ おやつについては、手作りを基本にしています。

<アレルギー対応>

- 当園では、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に基づいて、適切な対応に努めています。

除去食の提供にあたり必要な書類

- ① 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表
- ② 保護者申し入れ書

- その後の検査により、除去食が必要なくなった場合には、直ちにご報告願います。
- 食物以外についてアレルギー反応が出た場合にも、念のためお知らせください。

12 保護者にご用意いただくもの

(1) 入園時

- 衣服（着替え用含む）・靴・歯ブラシ・タオルケット・布団カバー

※布団カバーについては、別添の作り方をご参照ください。

※すべての持ち物には、読みやすい字ではっきりとご記名ください。

(2) 毎日

全 員：れんらく帳 乳 児：着替え・おむつカバー・食事用エプロン

(3) 服装

- 着脱しやすく動きやすいもの、また体に合ったサイズの衣服をお選びください。
- フード付き上着、スカート、紐付き服の着用は 危険防止のためお控えください。

(4) その他

・『おたのしみの日（お弁当の日）』

※11・12・3月の各月にご家庭の手作り弁当をご用意いただく日があります。

尚、個別のご相談を承りますのでご遠慮なくお申し出ください。

13 登園・降園について

(1) 登園時には、次の点にご留意ください。

- ・保護者または保護者代理の大人が必ず付き添って、保育園までお連れ願います。
- ・登園時には、必ず保育士にひき渡し、健康状態や連絡事項をお知らせください。
- ・登園時には、玄関に設置された ID カードでタイムレコーダーによる打刻をします。尚、カードの取り扱いについては、必ず大人が行ってください。
- ・遅刻や欠席の際には、9 時までにウェブ入力によるご連絡をお願いします。
(※給食数集計のため)
- ・通常の登園は、できるだけ 9 時 30 分までにお願いします。(※散歩等 支度のため)
- ・車や自転車をご利用の際には ルールとマナーを守り、事故やトラブルに十分ご注意ください。※敷地内の徐行運転・所定場所に駐車駐輪・アイドリングストップ・防犯ロック
- ・安全のために、必ず通用門の施錠を行ってください。

(2) 降園時には、次の点にご留意ください。

- ・認定保育時間の終了までにお迎えをお願します。
- ・お迎えの時間や人について、毎日連絡帳にご記載ください。変更がある場合には、事前にご連絡をお願いします。ご連絡がない場合には、代理の方へのお引渡しができないこともあります。
- ・お子さんを引き取り後、登園時同様に ID カードによる打刻をお願いします。
- ・門扉の開錠については、事故防止のため 必ず大人が行うことを徹底してください。
- ・お迎え時には、大人も子どもも つい気が緩みがちです。事故防止のため、お子さんから目を離さないようお願いします。(門扉外の立ち話など)

14 保育園と保護者の連携について

- ・当園では、子育てのよきパートナーとして、ご家庭と緊密につながりながらお子さんの育ちを支えます。
- ・ご不明点をはじめご心配なことやお困りごとなどについて、いつでもご遠慮なくお申し出ください。尚、ご家庭と相互理解を深めるために、連絡帳の活用はじめ口頭でのやりとりに努めます。

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施します。

| | | |
|--------|-------|--------|
| ・内科検診 | 全 員 | (2回/年) |
| ・歯科健診 | | |
| ・尿 検 査 | 幼 児 | (2回/年) |
| ・視聴覚検査 | 3 歳 児 | (1回/年) |
| ・身体測定 | 全 員 | (毎 月) |

(2) 健康管理および発病時の対応について

- 登園前にお子さんの健康状態（体温・顔色・食欲・便・発疹等）をご確認いただき、異常があれば口頭かれんらく帳記載にてお知らせください。尚、症状によってはご家庭で経過観察等をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- 病気の場合には、ご家庭での休養をお願いします。
- 発熱（37.5℃以上）、下痢・嘔吐、発疹等の症状が見られる場合には、保護者の方にご連絡します。できるだけ早めのお迎えと受診をお願いします。
- 原則として薬のお預かりはいたしません。
※次のケースに関しては、与薬に関する主治医意見書（医師による必要性の判断）に基づき、与薬することとしています。
(1) 抗けいれん剤、心疾患用薬剤等、慢性疾患を抱える園児が保育時間中に投薬することが必要であると医師が判断する薬
(2) 発熱時のけいれん予防の薬（ダイアップ坐剤）、食物アレルギー児が誤食によってアレルギー症状を発症した時に服用する薬（抗ヒスタミン剤）等、状態が変化した時に1回だけ用いる頓用薬 ★ 横浜市保育園医の手引きに準拠
- 身体の清潔をいつも保ち、定期的な爪切りや髪の毛の処理もお願いします。
- 早起き、朝食、早寝の生活リズムをつくりましょう。
- 体質（アレルギー・熱性けいれん等）や癖なども早めにお知らせください。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・保育中のお子さんに感染症の疑いがある場合には、保護者の方にご連絡します。
- ・別室での個別対応に切り替え、他のお子さんと接触しないよう配慮します。
- ・感染症等に罹患していることが診断された場合には、直ちにご連絡をお願いします。他のご家庭にも感染症発生状況をお知らせします。
- ・乳幼児期には 罹患しやすい感染症の種類が多く、一人の発症により たちまち園全体に広がる危険性がありますので、予防接種をお勧めします。
- ・伝染性疾患の取り扱いにつきましては、別紙をご参照ください。尚、罹患後に登園を再開するにあたり、登園許可（別紙）が必要な病気があります。

17 発達支援などの保育について

- ・発達上の課題や障がいを持つお子さんについては、十分な配慮のもとに保育並びに支援を行います。
- ・保護者の方をはじめ主治医や専門機関との連携を密にし、助言を受けるなど適切な対応を図ります。
- ・必要に応じて保護者支援を行うとともに、他のお子さんや保護者の方に対して 発達上の課題や障がいに対して 理解が得られるよう努めます。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

- ・医療的ケアが必要なお子さんを保育する場合、その主治医や専門機関、保護者の方との連絡を密にしながら 適切な対応を行います。
- ・医療的ケアが必要なお子さんに十分な配慮が行き届くよう、職員の共通理解を図り、職員配置などの体制を整えます。
- ・医療的ケアの実施につきましては、主治医の指示書と保護者の申し入れ書をご提出いただきます。

19 嘴託内科医師

以下の病院と嘴託医の派遣契約を締結しています。

| | |
|---------|----------------|
| 医療機関の名称 | 神奈川県済生会若草病院 |
| 医 師 名 | 佐藤 貴子 |
| 所 在 地 | 横浜市金沢区平潟町 12-1 |
| 電 話 番 号 | 045-781-8811 |

20 嘴託歯科医師

以下の歯科医と嘴託歯科医契約を締結しています。

| | |
|---------|-----------------|
| 医療機関の名称 | 加藤歯科医院 |
| 医 師 名 | 大久保則子 |
| 所 在 地 | 横浜市金沢区寺前 2-2-25 |
| 電 話 番 号 | 045-701-9369 |

21 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

| | |
|-------------|-----------|
| 地 域 防 災 拠 点 | 横浜市立金沢小学校 |
| 広 域 避 難 場 所 | 横浜市立大学 |
| そ の 他 | 済生会若草病院 |

22 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、お子さんの健康状態の急変やその他緊急事態が発生した時には、保護者の方が指定した緊急連絡先にご連絡します。また、嘴託医又は近隣の専門医に相談・受診する等の措置を講じる場合があります。保護者の方とご連絡が取れない場合には、お子さんの身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って対処しますので予めご了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

| | |
|-----|--------------------|
| 警察署 | 金沢警察署 045-782-0110 |
| 消防署 | 金沢消防署 045-781-0119 |
| その他 | 若草病院 045-781-8811 |

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、その他必要な訓練を実施しています。

| | |
|-----------|--|
| 防火管理者 | 赤間久美子 |
| 消防計画届出年月日 | 消防署 令和4年9月1日 |
| 避難訓練 | 地震・津波・火災訓練 津波避難・避難用すべり台の滑り方・消火訓練 他 *訓練回数 年13回 金沢消防署による防災指導あり |
| 防災設備 | 避難用滑り台、消火器、誘導灯、自動火災報知設備 発電機 など |

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|---|
| 保険の種類 | ① 独立行政法人日本スポーツ振興センター ② 社会福祉施設総合損害補償「保育所・認定こども園の損害補償」 |
| 保険の内容 | ① 災害共済 ② 保育所業務・利用者・職員の補償 |

25 業務の質の評価について

| | |
|----------|--|
| 保育所の自己評価 | 実施方法：全職員による自己評価を実施（年1回） |
| 外部評価 | 実施方法： 第三者評価機関による調査 実施回数：5年に1回（令和8年度実施予定） 公表先：横浜市ホームページ 他 |

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | | |
|------------|-------|----------------------|----------|
| 相談・苦情受付担当者 | 本倉 美穂 | | |
| 相談・苦情解決責任者 | 赤間久美子 | | |
| 第三者委員 | 長坂 明 | 電話番号 045 (783) 7667 | 学校講師 |
| | 星野 重雄 | 電話番号 090 (2314) 5298 | 八幡公民館 勤務 |

※受付方法： 面接、電話、文書等により、相談・苦情を受け付けています。

27 地域の育児支援について

1.園庭開放（名称：おひさまの庭）

日 時：毎週1回、午前中

※現在、毎週火曜日・第4土曜日 10時から11時30分まで実施。

曜日や時間等につきましては、変更する場合があります。当園ホームページにてご確認ください。

2.育児相談

ご連絡をいただきましたら、ご相談の上で日時を決定します。

28 その他 保護者に説明すべき事項

◆Web上でのコミュニケーション体制整備について

※Zoomの活用による懇談会や個人面談、園メール配信等の実施にあたり、登録方法などアクセス手順などを説明。

◆個人情報の取り扱いについて

